

# 豊橋創造大学大学院科目等履修生規程

制定  
平成13年12月 1日  
改正  
平成15年 4月 1日  
平成27年 4月 8日  
平成30年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、豊橋創造大学大学院学則（以下「学則」という）第41条の規定に基づき、科目等履修生の取扱いを定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することができる者は、学則第25条に規定する入学資格を有する者とする。

(入学の出願)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに次の書類を提出し、別に定める入学検定料を納入しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の様式による）
- (2) 履歴書（所定の様式による）
- (3) 最終出身校の卒業証明書（在学中の場合は卒業見込証明書）及び成績証明書（本学卒業生を除く）
- (4) 写真（縦4.0cm×横3.0cm）
- (5) その他本学大学院が必要と認める書類

2 現に他の大学院等、又は官公庁、教育機関若しくはその他の事業所に在学又は在職している者は、前項に掲げる書類のほか、当該学長又は所属長の承諾書等を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第4条 入学者の選考は、前条の入学志願者に対して、履修を希望する授業科目を開設する研究科の研究科委員会が定める方法により行う。

(入学手続)

第5条 科目等履修生として選考された者は、所定の書類を指定の期日までに提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 一旦提出した書類は原則として返還しない。

(入学許可)

第6条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 入学許可は、各学期の初めとする。

(履修期間及び期間の延長)

第7条 科目等履修生の履修期間は、春学期若しくは秋学期又は一学年の何れかの期間とし、原則として1年以内とする。ただし、履修を継続する必要があるときは、1年以内に限りこれを延長することができる。

2 引き続き履修を希望する者は、改めて願い出で許可を受けなければならない。

3 前項の願い出については、第4条の選考を免除するものとし、第3条の入学検定料並びに同条第2号から第5号までの書類の提出、及び第5条の入学金の納入は不要とする。

(履修手続)

第8条 科目等履修生は、学期の初めに履修登録をしなければならない。

(履修科目と履修単位数)

第9条 科目等履修生が履修できる科目は本学開設科目とし、1年間に12単位以内とする。ただし演習及び実技の科目については許可しないことがある。

2 履修することのできる授業科目は、学期ごとに別に定める。

(単位の認定)

第10条 科目等履修生は、履修した科目の試験を受けることができる。

2 前項の試験の結果、その成績に応じて単位を認定する。

3 前項で単位を認定した科目については、本人の請求に基づき、成績単位修得証明書を交付する。

(学納金)

第11条 入学検定料、入学金及び授業料（以下「学納金」という。）に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した学納金は返還しない。

(キャンパスカード)

第12条 科目等履修生の身分を証明するものとして、キャンパスカードを交付する。その取扱いは学生証に準ずる。

(履修の取消)

第13条 学納金の納入義務を怠った場合又は科目等履修生としての本分に反する行為があった場合は、履修の許可を取り消すことがある。

(外国人留学生の特例)

第14条 学則第43条の外国人留学生に係る科目等履修生の出願資格、出願手続、選考方法、入学許可、入学手続、履修期間および履修科目の取扱いについては別に定める。

附則

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月8日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。